

埼玉県土地利用調整会議設置要領

(目 的)

第1条 埼玉県の土地利用行政に関する調整を行うため、埼玉県土地利用調整会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の事項について調整を行う。

- (1) 埼玉県国土利用計画及び埼玉県土地利用基本計画の策定及び変更等に係る事項に関すること。
 - (2) 県土の計画的な土地利用に影響を及ぼす区域指定等に係る事項に関すること。
 - (3) 「ゴルフ場等の造成事業に関する指導要綱」に係る事項に関すること。
 - (4) その他、県土の計画的土地利用に係るもので知事が必要と認める事項に関すること。
- 2 会議は、前項で調整した事項その他土地利用行政に係る事項について報告を求めることができる。

(構 成)

第3条 会議は、別表に掲げる職員（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会 議)

第4条 会議は、企画財政部地域経営局長が招集し、議長となる。

- 2 企画財政部地域経営局長は、審議事項の内容により、構成員全員の出席を求める必要がないと認めるときは、一部の出席を求めて会議を開催することができる。
- 3 企画財政部地域経営局長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、会議に出席するよう求めることができる。
- 4 構成員は、自ら会議に出席できないときは、会議の審議事項について、実質的に判断できる職員を代わりに出席させることができる。
- 5 企画財政部地域経営局長は、会議における審議の経過及び結果を整理の上、記録しておかなければならない。
- 6 企画財政部地域経営局長に事故があるとき又は企画財政部地域経営局長が欠けたときは、企画財政部土地水政策課長がその職務を代理する。
- 7 企画財政部地域経営局長は、必要があると認めるときは、文書又はその他の方法による審議を行うことができる。

(庶 務)

第5条 会議の庶務は、企画財政部土地水政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、企画財政部地域経営局長が定める。

附 則

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

2 「土地利用行政推進会議設置要領（昭和52年1月1日施行）」及び「土地利用調整会議設置要領（昭和56年6月23日施行）」は廃止する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 「埼玉県土地利用計画調整会議設置要領」を「埼玉県土地利用調整会議設置要領」に改め、この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「埼玉県土地利用行政会議設置要領（平成 21 年 2 月 6 日施行）」は廃止する。

別表

企画財政部	地域経営局長、計画調整課長、地域政策課長、土地水政策課長、地域振興センター所長
環境部	環境政策課長、エネルギー環境課長、水環境課長、産業廃棄物指導課長、資源循環推進課長、みどり自然課長
産業労働部	商業・サービス産業支援課長、企業立地課長
農林部	農業政策課長、森づくり課長、農村整備課長
県土整備部	県土整備政策課政策幹、河川砂防課長
都市整備部	都市計画課長、市街地整備課長、産業基盤対策幹
教育局	文化財・博物館課長
警察本部	交通規制課長